

平成31年3月作成

自家用電気工作物の手続きについて

経済産業省 中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課

TEL : 087-811-8585 (自家用受変電設備)

087-811-8587 (太陽電池・風力発電設備)

087-811-8586 (水力・火力発電設備)

FAX : 087-811-8595

ホームページ : <http://www.safety-shikoku.meti.go.jp/>

目次

1. 自家用電気工作物の保安規制	1
2. 保安規程.....	2
(1) 保安規程の作成.....	2
(2) 保安規程の変更.....	3
3. 主任技術者の選任.....	8
(1) 主任技術者免状の交付を受けている者を選任する場合	8
A 社内の有資格者から選任する場合	8
B 関連会社の有資格者を選任する場合.....	8
C 派遣労働者又は設備管理会社等の社員から選任する場合	9
D 発電所又は系統に連系するための複数の事業場を直接統括管理する事業場を選任する場合.....	9
(2) 主任技術者免状の交付を受けていない者を選任する場合.....	17
(3) 既に選任している者を兼任させる場合.....	21
A 社内の主任技術者を兼任させる場合	21
B 関連会社の主任技術者を兼任させる場合.....	21
C 派遣労働者又は設備管理会社等から選任されている主任技術者を兼任させる場合	21
D 同一敷地内に設置されている別会社の主任技術者を兼任させる場合	22
(4) 保安管理業務を外部に委託する場合	26
4-1 外部委託承認申請制度	27
4-2 手続き.....	35
4-3 記載例.....	36
4. 工事計画、使用前安全管理検査と使用前自己確認.....	56
5. 自家用電気工作物の変更に係る諸報告.....	73
6. 電気関係事故の報告	78
7. 場面別手続き概要.....	81
8. 関係運用内規等.....	83
・主任技術者制度の解釈及び運用（内規）	84
・主任技術者制度の解釈及び運用(内規) 4. (4) ③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について	96
・平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示）	98
・電気主任技術者制度に関するQ & A	102
・移動用電気工作物の取扱いについて	116
・ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に 関する標準実施要領(内規)	118
9. 様式集.....	129